

学校法人日本社会事業大学寄附行為

学校法人 日本社会事業大学

学校法人 日本社会事業大学寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人日本社会事業大学という。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都清瀬市竹丘三丁目 1 番 30 号に置く。

(法人運営の基本)

第 3 条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に定めるものの外この寄附行為による。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い社会事業に関する教育を行う学校を設置し、将来社会事業に関わる専門職員の養成を行い、併せて現に社会事業関係の職務に従事している者の再教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の学校を設置する。

日本社会事業大学 社会福祉学部 福祉計画学科

福祉援助学科

大 学 院 社会福祉学研究科

福祉マネジメント研究科 (専門職大学院)

- 2 この法人は、前項のほか社会事業図書館及び児童福祉法に規定する児童発達支援センター (児童福祉法に規定する保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業並びに障害者総合支援法に規定する特定相談支援事業を含む。) を設置する。

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 6 条 この法人に次の定数の役員を置く。

(1) 理 事 7人以上11人以内

(2) 監 事 2人

(理事長・専務理事・常務理事)

第 7 条 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

- 2 理事のうち理事長の指名により専務理事 1 名、常務理事若干名をおく。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の決定に従いこの法人の業務を処理するとともに、理事長の指定する業務について専決処理する。
- 5 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決定に従いこの法人の業務を処理する。

(理事の代表権の制限及び理事長職務の代理等)

第 8 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した理事が順次その職務を代理し、又はその職務を行う。理事長が指名することのできないときは、理事会において指名する。

(理事の選任)

第 9 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本社会事業大学学長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3 人以上 5 人以内
 - (3) この法人に関係のある学識経験者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任した者 3 人以上 5 人以内
- 2 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の職務)

第 10 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監事の選任)

第 11 条 監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第 12 条 役員（第 9 条第 1 項第 1 号の理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長、専務理事、又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第 13 条 この法人の理事又は監事のうちその定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 14 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第 15 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の 2 分の 1 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

- 4 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 6 理事会の議長は理事長とする。
- 7 第10条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 9 理事会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 10 第8項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
(業務決定の委任)

第 16 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。
(議事録)

- 第 17 条** 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された2名以上の理事及び出席した監事が署名し、これを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
 - 4 出席理事から議事録の記載について異議があつた場合には、その申出に基づき、次回理事会に諮り議長がこれを確認しなければならない。

(顧問)

第 18 条 この法人に顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、この法人に係のある学識経験者のうちから、理事会の推せんにより、理事長が委嘱する。ただし、任期は3年とし、再任をさまたげない。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務について、理事長の諮問に答えるとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 学長の選任

(学長の選任及び任期)

第 19 条 学長は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会において選任する。

- 2 前項に規定するもののほか、学長候補者の選考を行う委員会の設置その他学長の選任に至る手続に関して必要な事項は、理事会において決定する。
- 3 学長の任期は4年とする。ただし、再任は2期までとする。

第 5 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 20 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事総数の2倍を超え、次に掲げる17人以上23人以内の評議員をもって組織する。
 - (1) この法人の職員のうちから選任された者2人以上3人以内
 - (2) この法人の設置する学校（この法人の前身者又はこの法人の設置した学校を含む。）の卒業者で年令25歳以上の者のうちから選任された者3人以上5人以内
 - (3) 日本社会事業大学学長
 - (4) この法人に関係のある社会事業団体の役員及び学識経験者のうちから選任された者11人以上14人以内
- 3 前項第1号及び第3号の評議員は、職員又は学長の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の選任)

第 21 条 前条第2項第1号、第2号及び第4号の評議員は、理事会において選任する。

(会議の招集)

第 22 条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年3月及び5月に理事長が招集する。
- 3 臨時会は、理事長が必要と認める場合又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して招集を請求された場合に、理事長が招集する。
- 4 前項の評議員からの招集を請求された場合には、理事長はその請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が評議員でない場合は、議長は

評議員のうちから評議員会において選任する。

(議決数)

第24条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 2 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 3 第1項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 4 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(議事録)

第25条 議長は、評議員会の開催の場所（当該場所に存しない評議員及び監事が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された2名以上の評議員及び出席した監事が署名押印し、これを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の任期)

第 28 条 評議員（第 20 条第 2 項第 3 号の評議員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 29 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第 6 章 資産及び会計

(資 産)

第 30 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限等)

第 32 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

2 運用財産中の不動産及び積立金を処分しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(積立金の保管)

第 33 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 34 条 この法人の事業の遂行に要する経費は、基本財産及び運用財産から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 35 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 36 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 37 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 38 条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、第10条第1項第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 39 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- | | |
|---|------------|
| (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき | 寄附行為の内容 |
| (2) 監査報告書を作成したとき | 当該監査報告書の内容 |
| (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき | これらの書類の内容 |

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員報酬)

第 40 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 41 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(資産総額の変更登記)

第 42 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 43 条 この法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 7 章 解散及び合併

(解 散)

第 44 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決

(3) 合 併

(4) 破 産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 45 条 この法人が解散した場合（合併及び破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した社会事業教育を行う学校法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 46 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第 47 条** この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 9 章 公告方法その他

(公告の方法)

- 第 48 条** この法人の公告は、日本社会事業大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

- 第 49 条** この寄附行為施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間従前の寄附行為により選任された次の役員とする。

理 事 長	青 木 秀 夫
理 事	葛 西 嘉 資
〃	木 田 徹 郎
〃	谷 川 貞 夫
〃	牧 賢 一
監 事	松 島 正 儀
〃	丹 羽 昇

- 2 組織変更後のこの寄附行為による役員を選任は、速やかに行なわれなければならない。
- 3 第 1 項の役員は前項の役員が選任された場合は、その職を失うものとする。
- 4 この寄附行為中改正規定は、昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この寄附行為中改正規定は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この寄附行為中改正規定は、昭和 35 年 6 月 1 日から施行する。
- 7 この寄附行為中改正規定は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この寄附行為中改正規定は、昭和 43 年 7 月 25 日から施行する。
- 9 この寄附行為中改正規定は、昭和 46 年 7 月 22 日から施行する。
- 10 この寄附行為中改正規定は、昭和 50 年 5 月 22 日から施行する。

- 11 この寄附行為中改正規定は、文部大臣の認可の日（昭和 53 年 5 月 15 日）から施行する。
- 12 この寄附行為中改正規定は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。
- 13 この寄附行為中改正規定は、文部大臣の認可の日（昭和 57 年 10 月 22 日）から施行する。
- 14 この寄附行為中改正規定は、文部大臣の認可の日（昭和 63 年 6 月 29 日）から施行する。
- 15 この寄附行為中改正規定は、文部大臣の認可の日（平成元年 3 月 17 日）から施行する。
- 16 平成 7 年 11 月 9 日文部大臣認可のこの寄附行為中改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、社会事業学科、児童福祉学科は、改正後の寄附行為第 5 条にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日以前に在学する社会事業学科、児童福祉学科の学生が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 17 この寄附行為中改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 15 年 11 月 27 日）から施行する。
- 19 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 9 月 30 日）から施行する。
- 20 平成 17 年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 平成 18 年 1 月 27 日文部科学大臣認可のこの改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 21 年 11 月 5 日）から施行する。
- 23 この寄附行為（文部科学大臣の認可の日（平成 24 年 10 月 23 日））は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 26 年 9 月 4 日）から施行する。
- 25 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 27 年 8 月 17 日）から施行する。
ただし、改正後の第 6 条第 1 号及び第 9 条第 1 項（理事の定数）並びに第 20 条第 2 項（評議員の定数）は、施行日以後にはじめて行われる理事及び評議員の改選から適用する。
- 26 令和 2 年 2 月 27 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 27 この寄附行為（文部科学大臣の認可の日（令和 4 年 6 月 28 日））は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。